

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第7回）

1 日 時

令和2年12月23日（水）16:00～18:00

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員
（プレゼンター）保証協会システムセンター株式会社常務取締役業務部長上野氏

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、三木金融庁総合政策局総合政策課調整官、朝山法務省民事局商事課課長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括官室審議官、箕浦大臣官房審議官、中溝サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料7-1 保証協会システムセンター株式会社提出資料

資料7-2 eシールについて検討すべき主な事項

参考資料7-1 データ戦略タスクフォース第一次とりまとめの概要

参考資料7-2 データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ

参考資料7-3 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第6回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

① 関係者ヒアリング

上野氏から資料7-1について、説明があった。

② 意見交換

主な意見は以下の通り。

渋谷構成員：保証協会内における審査業務で確認するドキュメントの電子化についてはどのようにお考えか。そうした文書の電子化を行うことで審査業務のどの辺りを効率化できるのか。

上野氏：現状、審査に当たり用いるドキュメントは紙であり、eシール等を用いて電子化されると業務は効率化されるだろう。ただ、中小企業から受け取る文書は、申込書や契約書等の統一的なものがある一方で、決算書のような多様なパターンを持つ文書も多く、一度に電子化というのは難しいだろう。そこで、電子化のきっかけとして、まずは比較的統一的な仕組みで金融機関に出す信用保証書について電子化を行った。引き続き他文書の電子化についても検討はしていきたい。

宮内座長代理：保証協会と金融機関の間の保証契約がどのような根拠で成立したといえるのか整理したい。一般的に法人間の契約は、その代表者又は代理人の意思表示によって成立するため、意思表示ではない角印、電子でいえばeシールだけが施されている保証書だけで保証契約が成立するというのは考えにくい。覚書等に補完する規定が記載されていると考えてよいか。

上野氏：基本的な契約の内容については、各金融機関と協会の代表印を押し約定書という形で、契約を締結している。かなりの数に上る個別の保証案件について、一つ一つ代表者の意思を示して契約するというのは物量的に厳しい。まずは約定書で基本的なことを決め、個々の保証内容を保証書で示し、発行し、交付がされた時点で保証が成立するというような形の立てつけである。

宮内座長代理：具体的な保証契約に関しては、誰が意思表示をしているか。代表か代理人が意思表示しなければ、契約は成立していないと認識。

上野氏：そういう意味では、代表が意思表示をしているという形になっている。

宮内座長代理：代表の意思表示が擬制されているということか。例えば、eシールを付した文書が保証協会から届いた場合、これは代表の意思表示だとみなすという趣旨の約定書があるような場合が考えられる。基本契約があれば、eシールでも個別契約はできるという整理。

上野氏：そのようなイメージで問題ない。

岡田構成員：資料 7-1 の 7 ページにある法務部の懸念以外に電子保証書の普及を阻害している要因があれば教えていただきたい。

上野氏：現時点での大きな課題としては、電子保証書に対応できる環境が各協会と各金融機関にないこと。もっともこれはそういった環境を整備すればいい。もう一つは、紙の場合と大きく変わる事務の流れをどのように通常の業務に合わせていくかというところがある。コロナの影響でデジタル化は急速に進展しており、7月にスタートした電子保証書はまだ普及途中であるが、12月からは千葉の協会とやり取りのある3つの金融機関が新たに電子保証書を導入している他、それ以外の協会や金融機関からも電子保証書のテストを希望する声がある。

中村構成員：コロナの影響で電子保証書の件数も増加しているという話があり、今年は単純計算で保証承諾の数も年間 240 万件ほどになるかと思うが、e シールが制度化された場合に、どの程度電子化が進む見込みまたは期待があるとお考えか。

上野氏：最終的にどのくらいの規模になるかは正確には測りかねているが、現状で既にかんがりの手応えを感じており、電子化の割合もかなり高まるのではないかと思っている。ただ、最終的には電子でやるのが果たして本当にいいのかどうかを金融機関がどう判断するかによる。保証書を必要とする契約が多い金融機関は電子化の効果も大きいですが、件数が年間で数件である場合は、そのためだけに電子化するという判断にはなりにくい。

新井構成員：資料 7-1 の 3 ページ目にあるように、金融機関への手渡しで担保されていた信頼は電子化した際にはどのように担保しているか。

資料 7-1 の 7 ページ目では、法務は電子署名法を根拠にしないことは不安定と捉えているとあるが、電子署名と e シールでは、どちらの方が適切だと考えているか。

上野氏：まず、これまで受け渡しとしていたのは郵送で送られてくるよりその協会へ行ってもらってきたほうが早いというところが大きい。そうした背景もあり、電子化することに当たっては手渡しではなく、全部電子でやっていただきたいということをお願いをした。

また、電子署名である必要性が今のところあると言われると、なくても問題はないかと考えている。

中田構成員：保証書を電子化する一番のメリットは何であるとお考えか。

また、電子保証書の普及活動にあたり、コロナの影響によって金融機関側から導入のニーズが表面化したのか、それとも、何か意識して普及活動を行った結果として、普及が進んだという認識か。

上野氏：まず金融機関側のメリットとして速達性がある。また、保管と紛失のリスクの逓減もメリットである。保証書を紙で保管をしており、保証書を紛失したという事例もあった。普及活動でいうと今回のコロナによって注目されたというところが大きいと思う。

若目田構成員：コスト計算とコスト負担の考え方について伺いたい。保証書の電子化に際して、システム化や運用のコストがかかると思うが、こうしたコストはペイするという前提に立っていると思う。金融機関からシステム利用料として回収するという考え方や、保証料は変わらないが合理化されるためメリットと考えている等、コスト負担の考え方についてご教示いただきたい。

上野氏：金融機関から利用料等は現時点では何も頂いていない。従来、紙で保証書を出す際も郵送代等は協会のほうで負担をしていたため、新たに金融機関に負担を求めるということは考えていなかった。そういう意味では、電子化するコストと電子化するメリットとのバランスはどうかという話になるが、1件当たりで考えると、郵送代よりは、この電子化したサービスを使う料金のほうが安かったということは重要なメリット。ただ、システム開発は必要であるため、その部分はやはり負担がかかっている。ここは長期的に見て、事務負担の軽減や業務コストの合理化などで吸収していきたい。

宮内座長代理：代表者の意思表示をeシールで擬制するという事は、すなわちeシールは代表者の印であり、代表者の電子署名となっているように思う。したがって、普通の意味でのeシールとは異なり、代表者のもう一枚の電子証明書のようになっていると思う。

一点気になるのは、意思表示が擬制される代表者が交代する場合である。例えば、約定書に記載があり、eシールは私の判この代わりとなると宣言した代表者がほかの人に代わった際、新しい代表者のeシールとして認めることができるかどうか。

上野氏：協会の代表として、組織として保証を出している以上は、そのときの代表者が、あるいは代表者から代理を受けた者が意思表示をしているという意味ではおっしゃる通り。

宮内座長代理：保証協会と銀行の間では、例えばこの保証書を出していないと否認するようなことは絶対に起こらないと思っているため、これで実務上うまくいっているものの、これを任意の法人間でやるの

は難しいのではないか。

山内構成員：資料 7-1 スライド 5 のシステム概略図としてクラウドデータセンターの中に電子契約サービス・長期署名サービスとあるが、こうしたサービスを行う事業者を選定する際に、どのような評価が行われたのか。事業者を評価したのか、サービスを評価したのか、それとも両方を評価したのか、ご教示いただきたい。

上野氏：事業者自体としては ISMS を取得している事業者である。

③ 事務局説明

事務局から資料 7-2 について、説明があった。

④ 意見交換

主な意見は以下の通り。

小田嶋構成員：資料 7-2 の 5 ページ目にある組織の実在性や申請意思の確認方法のレベルに応じた整理は非常に重要。6 ページ目にある発行対象の識別子も非常に重要。識別子としては、法人番号、LEI (Legal Entity Identifier) や民間の企業コード等がある。国際連携の観点で言えば、国際標準の規格、例えば UN/EDIFACT データエレメント 3055 や ISO/IEC6523-2 とか ISO/IEC15459-2 のような規格に基づいた発番機関として登録されているかも重要だろう。法人の実在性の確認方法についてはサーバー証明書のうち OV 証明書や EV 証明書の発行手順が参考になると思う。

また、e シールの出口として想定されている国が一定程度関与する民間制度ということになると、e シールを発行する事業者、業務について管理監督する民間の機関についても検討が必要。

事務局：今後の検討の参考にさせていただく。また、事業者を監督する機関については、発展的な項目として検討の余地はあると考えている。ただ、そもそも e シールにどういうものが含まれるべきか、どういう組織を対象に発行するかということ、皆様の御意見を伺いつつ大枠で決めてからでないとその辺りの詳細な検討は難しいと考えている。

袖山構成員：e シールとタイムスタンプとの関係について伺いたい。12 月 10 日に与党から発表された令和 3 年度の税制改正大綱をみると、取引書類のスキャナー保存による電子化に係る承認制度を廃止し、電子取引に係るデータの保存についてはより厳格に求めるといった電

子帳簿保存法の大幅な改正が予定されている。その背景には、今後は国税当局が取引データの真正性やトレーサビリティをより確実に確認することによって、国税の調査の簡略化や統制の強化を行いたいという目的があり、納税する側は今後データの真正性やトレーサビリティを自ら確保することが求められているように思う。例えば、データの改ざんがあった場合には、従来の重加算税 35%に加えて、10%重加算税を追加で賦課される。こうしたときに、仮に e シールの有効期間が 1 年であると、当該取引の 1 年後に行われる税務調査に当たってはデータの真正性が確保できない可能性があるため、タイムスタンプとの併用を考慮した制度設計が重要となってくる。

事務局：タイムスタンプと e シールが併用される場合もあるだろう。e シールの利用の促進にあたっては、ユーザーに利用のオプションがあることが重要。令和 3 年度の税制改正も、タイムスタンプを使わないというよりは、幅広く選択肢を提示し利用者が使いやすいような仕組みとなったと認識している。また、重加算税のペナルティーの話も、簡便な手段は提供する一方でルールを破った不正行為に対しては重いペナルティーがあるという趣旨だと認識。

宮内座長代理：資料 7-2 の 2 ページ目の検討に当たっての主な観点の一つ、国内の類似制度との整合性ということで、電子委任状法との関係も考えておく必要がある。e シールを実際に使える人は、1 つの e シールにつき 1 人なのか、複数人なのかという問題がある。もしも、1 人となると電子委任状に近づいてくる。スライド 1 のユースケースの例に在職証明書があるが、これは電子委任状法の際のユースケースとしても出てきたと記憶している。

他方、e シールのメリットである機械的に迅速・大量に付すことができるというのを突き詰めると、何人かの人が同じ e シールを利用できるというような形になり、結果、e シールに関わる秘密鍵の管理というものも考えていく必要があるだろう。なお、EU では、レベル 3 であれば法的効力、すなわち推定効があるが、我が国はそこまで行かないとすると、このレベルによって何が違うのかということがよく分からないということにもなりかねない点には留意が必要。

事務局：e シールを利用できる主体の数にもよるとは思うが、電子委任状との関係は御指摘を踏まえ今後留意する。

宮内座長代理：事務局としては、e シールと利用者の関係については 1 対 1 を想定しているか。それとも 1 対 n という想定か。

高村参事官：組織が発出する証明書ということで在職証明書は e シール

と電子委任状両者のユースケースになりうる。在職証明書のうち、その原本からコピーをとって発出する場合、写し証明であれば基本的にeシールで済むのではないか。他方、新規でこの人は確かにうちの組織に存在していますと宣言するような場合には、電子委任状の利用の方が適切となるだろう。

eシールを使える主体については様々なケースを考えていかなければいけない。例えば、機械的に大量に発行し、経理の証拠書類となるレシートは保存が要求されるが、レシートにeシールを付すとするとレジスターの管理をしっかりとできているかというところが土台になるため、職員番号の手打ち等でのログイン管理をどうするかというところが問題になると思う。ただ、eシールと利用者の関係が1対nとなる場合には、会社側としては後でチェックするために、誰がそれを発行したのかというのをトレースできる機能が必要となるだろう。そこまで含め、マルチユーザーが同一のeシールを使用できる場合には、記載事項として実際に操作した人の情報が入らなくてはならない、もしくは入るべきだといった議論もあり得る。

いずれにしても、そこは今後議論が必要。特に、国の法制度の中でeシールをどう使っていくか、どう使っていきたいかという部分をデータ戦略タスクフォースの中で議論の上、改めて詳細なレベル分けをしていくことになる。このレベル分けが現時点でのシンプルな表現ではなくマトリックスになることもあり得るだろう。引き続き多様な観点から御指摘を賜れるとありがたい。

小松（博）構成員：eシールの仕組みを見ると既存のインターネット通信の安全性を支えるSSL、TLSの通信の仕組みと似ているところがあるように思う。WebTrustの監査制度に使われている基準とガイドラインも参考となる制度の一つとして付け加えてはどうか。例えば、組織等の実在性・申請意思の確認等の方法についても、WebTrustの枠組みでは細かく整理されている。

手塚座長：有益な意見。事務局でも参考にさせていただきたい。

濱口構成員：資料7-2の5ページ目にある3つのレベルのeシールを検討する際には、それぞれのレベルで何ができるようになるのか、何に利用できるのかを示すことが非常に重要。例えば官民情報システムのデータ連携については、レベル3のeシールを利用すると可能になるといったことが示されると、利用の普及促進にもつながり、かつレベル感で求められる保証レベルによって必要な要件というのが決まっていく。

山内構成員：設備の基準の例に ISO/IEC15408 の EAL4+又は FIPS 140-2 のレベル 3 以上とある。タイムスタンプの検討会における TSA の秘密鍵を管理する設備の基準の論点にて、この水準が採用されたと記憶しているが、電子署名法の認定認証業務に求める設備の基準は FIPS 140-1 であり、20 年前の基準がそのままとなっている。電子署名法を参考とする場合には、その参考となる制度自体を見直していただく必要があると考えている。もう一つ、e シールは大量に自動で発行するケースが多いと思うため、クラウドサービスを使って、大量のデジタルデータに何度も自動的に e シールを付すということが想定される。これは、電子署名でいうリモート署名であるため、リモート型の e シールについてどのように評価をしていくかということは、大きな検討事項となり得るだろう。そのため、資料 7-2 の 4 ページの全体像については、ユーザー側の e シール生成装置の中で、リモートで e シールを生成する場合の検討要素が、不足していると感じる。

事務局：電子署名法の設備の基準については何度か御指摘いただいております。当検討会のスコープからは外れるが電子署名法に係る論点としては承知している。また、リモート型での e シールは、我々もユースケースとしてはかなりあるものと認識している。今御指摘のリモートの話も観点としては入るように工夫したい。

新井構成員：資料 7-3 の 5 ページ目の電子証明書に記載すべき事項というところで、電子証明書を格納するデバイスや場所も必要ではないか。

また、6 ページ目に e シール用電子証明書の発行対象となる組織の範囲の検討に当たって参考となる制度に商業登記の制度とあるが、商業登記のない法人も存在するため、こうした組織の取扱についてもご留意いただきたい。法人、個人事業主、権利能力なき財団等をあげていただいているが、認定認証業務を弊社でやっている中では厚生労働省が監督する法人である健保組合などとやり取りをすることもある。

質問だが、組織の実在性確認は電子署名法施行規則第 5 条に関わるイメージか。また、e シールの効果の検討というところは項目に挙げなくてもよいか。1 ページ目にあるデータ戦略タスクフォースでの議論に発行元証明とあり、これが e シールの効果だと思う。これに向けて検討していくという方向性が妥当ではないか。電子署名法も効果となる第 3 条があるが、これは民事訴訟法第 228 条第 4 項と対応していると認識している。その効果を踏まえ、第 1 条や第 2 条の

定義、さらにはその効果に資する電子認証局の認定に関することで第4条以降として成立している。効果を踏まえて制度として作っていったほうがよい。

事務局：今いただいたeシールの効果のところは、民間の認定の仕組みということの本検討会の議論の前提にあることを踏まえると、かなり先の話になるかと考えている。もう一点、電子署名法施行規則第5条にある本人確認のやり方も、自然人と法人の違いは踏まえつつ、参考にしていく。

柴田構成員：追加で検討すべき事項としては電子証明書の失効がある。民間の制度であっても、eシールがある程度使われるとなると、利用者側からの希望で失効させたり、事故が起こった場合に止めたりする仕組みは必要だと考えており、それをどういう形で失効するかについて、管理主体をどうするかも含め検討が必要。

もう一つは、eシールの付与者の範囲をどこまで広げるか、容認するかということ。基本的には組織単位でのeシールを発行するに当たっては、eシールとその利用者との関係は1対1ではなく、1対nだと認識している。機械的に自動的に大量に付すような場合には、プログラムが大量にeシールを押すようなケースも考えられ、そのようなケースの扱いはどうするか。最初のうちは役員等の責任者を本人として特定することになるかと思うが、いずれ実際に特定された人ではない組織の人間や組織のプログラムがeシールを付与することも想定される。

それから、リモート型のeシールについても検討する必要がある。

事務局：最後に小木曾構成員のコメントを事務局にて代読する。まず、eシールの利用環境整備においては法的な側面を含めての課題の抽出と対応も検討に入れてほしいということ。

また、デジタル庁で、データに係る制度等様々なことを議論する中で、俯瞰的な視点でトラストサービス全体での検討を進めることが必要だと考えている。加えて山内構成員からいただいたリモート署名への意見に賛同しているということ。以上。

小松（文）構成員：eシールというのはどういうものか一言で言える定義があるといい。その後、eシールで何ができるかということと、そしてそのできることについて、どういう要素でそれを実現しているかといった考え方の整理が必要になる。レベル感のところに、「求められる要素」とあるが、誰が求めているかも論点であり、最初から「eシールに求められる」というと、既に種々の要求が周りにあるような

気がする。これから実現していこうというものであれば、e シールとは何かというところからリクエストを詳細化していくような、手順でやっていけるといい。

手塚座長：本日は実際に e シールを使っている事例について御発表いただき大変参考になった。e シールがそもそもどんなもので、e シールで何ができ、どういう要素が必要かといった本質的なところは常に意識しながらやっていくということが非常に重要。今後の e シールというものの検討をさらに加速していかないといけないと強く認識した。

⑤ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上